

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	中小企業者等の法人税率の特例	
税 目	法人税（租税特別措置法第 4 2 条の 3 の 2、租税特別措置法施行令第 2 7 条の 3 の 2）	
要 望 の 内 容	<p>個人事業主への課税とのバランスに留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早期に引き下げる。</p>	
	減収見込額 （平年度）	1,900 億円 程度 （ - ）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

軽減税率の引き下げは、中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であって、多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るために行うもの。

(2) 施策の必要性

平成19年8月のいわゆるサブプライム危機に端を発し、平成20年9月のリーマン・ブラザーズ・ショックを契機とする国際的な金融資本市場の混乱に伴って、日本経済においても、景気の下降局面が長期化・深刻化するおそれが高まる中、経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業の経営基盤の強化を図る観点から、平成21年度税制改正において、軽減税率が本則税率の22%から18%に引き下げられたところ。

また、中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱であって、多くの雇用を担う存在であり、その活性化や競争力の向上を図ることが重要である。

このため、個人事業主への課税とのバランスに留意しつつ、政府全体として代替財源が確保されることを前提に、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早期に更に引き下げることが必要である。

(3) 要望の措置の妥当性

政府全体として代替財源が確保されることを前提に、中小企業者等に係る法人税の軽減税率を早期に引き下げることが、中小企業が我が国の経済の基盤であり、地域経済の柱であって、多くの雇用を担う存在であり、その活性化や競争力の向上を図ることの重要性を鑑みれば、妥当な措置であると考えられる。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	4 . 中小企業・地域経済産業政策 22 経営安定・取引の適正化
	政策の達成目標	中小関連税制等諸施策を通じて中小企業の経営安定を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	当分の間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	【減収額試算】 平成11年度(25% 22%):1兆610億円 平成12~20年度(22%):1兆6940億円 平成21年度(22% 18%):1100億円 (出典:「税制改正の要綱」(財務省))
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		